

<参考資料3>

放牧畜産基準認証申請料及び放牧畜産基準認証マーク使用料について

21日草協389号
平成21年6月4日
一部改訂25日草協124号
平成25年4月1日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

1. 放牧畜産基準認証要領第3の1で、(一社)日本草地畜産種子協会会長(以下、「会長」という)が別に定めるとした認証申請料及び放牧畜産基準認証マーク使用許諾要領6で会長が別に定めるとした認証マーク使用料は、次のとおり。

各認証基準における認証申請料及び認証マーク使用料

認証の種類	認証申請料(円)	認証マーク使用料(円)
放牧畜産基準 (放牧畜産実践牧場)	10,000	不要
放牧酪農牛乳生産基準	10,000	マーク使用1枚当たり0.20円
放牧酪農乳製品生産基準	10,000	マーク使用1枚当たり0.20円
放牧牛乳生産基準	10,000	マーク使用1枚当たり0.20円
放牧乳製品生産基準	10,000	マーク使用1枚当たり0.20円
放牧子牛生産基準	10,000	マーク使用1枚当たり150円
放牧肥育牛生産基準	10,000	マーク使用1枚当たり300円
放牧牛肉生産基準	10,000	マーク使用1枚当たり1円

注：消費税は外税とする。

2. 認証申請料は、初回申請時及び3年ごとの継続申請時に上記額を納付する。ただし、放牧畜産実践牧場に認証されている牧場からは、放牧子牛生産基準認証申請料は徴収しない。
3. 複数の認証申請を同時に行う場合に限り、2件目以上は1件当たり5,000円とする。
4. 現地調査が必要な場合は、調査に要する経費(旅費等)について別途請求することがある。
5. 審査の結果、認証されなかった場合でも、申請料は返還しない。
6. 情勢の変化等により認証申請料及び認証マーク使用料の改定を行うことがある。